

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○救急医療機関の認定 (医療政策課) 一

○農業振興地域の変更 (農業振興課) 一

○都市計画変更案の縦覧（三件） (都市計画課) 一

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件） (同) 二

公 告

○開発行為に関する工事の完了（二件） (建築宅地課) 三

教 育 委 員 会

○宮城県指定有形文化財の指定 三

選 挙 管 理 委 員 会

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正 三

雑 報

○環境影響評価準備書の公告及び縦覧並びに住民説明会の開催 三

告 示

○宮城県告示第百七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成三十一年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

大崎市民病院鹿島台
分院
大崎市民病院鹿島台平渡字東要害
二十四
平成三十一年二月十日
平成三十四年二月十日

○宮城県告示第百八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、平成十九年宮城県告示第千八百四十四号（農業振興地域の指定）で指定した農業振興地域を次のように変更し、平成三十一年二月十五日から施行する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（農林水産部農業振興課）及び宮城県東部地方振興事務所に備えて置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後の地域

別冊のとおり

○宮城県告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

石巻広域都市計画区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）、東松島市役所（復興政策部復興都市計画課）、女川町役場（復興推進課）

四 縦覧期間

平成三十一年二月十五日から平成三十一年三月一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
○宮城県告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

東松島市 あおい二丁目及びあおい三丁目の全部

あおい一丁目、矢本字作田浦、大曲字堰の内南、牛網字駅前東、同字関下、同字雄子爪、野蒜ヶ丘一丁目、野蒜ヶ丘二丁目、野蒜ヶ丘三丁目、小松字上浮足、同字谷地、同字梅掘及び同字向田の各一部

女川町 女川浜字日蕨及び小乗浜字小乗の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、東松島市役所（復興政策部復興都市計画課）、女川町役場（復興推進課）

四 縦覧期間

平成三十一年二月十五日から平成三十一年三月一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画臨港地区

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

石巻市 南光町及び雲雀野町一丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

平成三十一年二月十五日から平成三十一年三月一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百十二号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第百十三号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 閑上地区計画

二 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年二月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市上余田字千刈田千二十五番一、千二十五番二、千二十五番三、千二十五番四、千二十六番一、千二十六番二、千二十六番三、千二十六番四、千二十六番五、千三十番、千三十一番一、千三十一番二、千三十二番一、千三十二番二、千三十四番一、千三十四番二、千七十七番、千七十八番、千七十九番、千八十番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号

住宅情報館株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年二月十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市大曲字上納前三十三番一、三十四番の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

石巻市須江字大谷地四十六番地一

志賀建設工業株式会社

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第四号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を宮城県指定有形文化財に指定する。

平成三十一年二月十五日

宮城県教育委員会

種別	名称	員数	構造及び形式	所在地	所有者
有形文化財（建造物）	竹駒神社唐門	一棟	一間一戸四脚向唐門、屋根銅板葺、桁行五・四メートル	岩沼市稲荷町	竹駒神社
有形文化財（建造物）	篁峯寺観音堂	一棟	正面五間、奥行六間、屋根銅板葺、正面三間向拝付	遠田郡涌谷町篁岳字神楽岡	篁峯寺

選挙管理委員会

○宮選管告示第十八号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成三十一年二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

中井老人憩の家の項中「同 市唐桑町中井三〇番地」を「同 市唐桑町中井三〇番地二」に、
 中集会所の項中「同 市唐桑町字中九八番地二」を「同 市唐桑町中九八番地五」に、石浜集会所の項中「同 市唐桑町高石浜一七六番地四」を「同 市唐桑町高石浜一七六番地三」に、館老人憩の家の項中「館老人憩の家」を「館老人憩の家」に、「同 市唐桑町岩井沢一〇四番地三」を「同 市唐桑町岩井沢一〇三番地四」に、本吉馬籠林業センターの項中「同 市本吉町向畑一四番地」を「同 市本吉町向畑一一番地三」に、本吉中郷会館の項中「同 市本吉町洞沢一三八番地二」を「同 市本吉町洞沢一三八番地二八」に、利府町ふるさと創生館の項中「宮城県利府町利府字町浦一番地の一」を「宮城県利府町中央二丁目一一番地二」に改める。

雑 報

○アマテラス・ソーラー合同会社代表社員長谷部剛から、次のとおり公報登載の依頼があった。

平成三十一年二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第十三条の規定により、（仮

称)アマテラス白石ソーラーファーム建設事業について環境影響評価準備書を作成したので、条例第十五条の規定により、次のとおり公告し、本環境影響評価準備書を縦覧に供するとともに、条例第十六条の規定により、説明会を開催する。

平成三十一年二月十五日

アマテラス・ソーラー合同会社

代表社員 長谷部 剛

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 アマテラス・ソーラー合同会社

2 代表者 代表社員 長谷部 剛

3 所在地 東京都中央区東日本橋二丁目二八番四号 日本橋CETビル

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 (仮称)アマテラス白石ソーラーファーム建設事業

2 種類 条例第二条第二項第九号に規定する第一種事業(工場・事業場用地造成事業)

3 規模 四〇一・八ヘクタール(発電規模 百三十五・四メガワット)

三 対象事業実施区域

宮城県白石市福岡深谷字下駄小屋沢、同字五郎代山、同字高萩、同字山神堂峯、同字出合森、同字即安、同字東沢、同字芳ヶ沢山、同字名無沢

四 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

宮城県白石市、宮城県刈田郡蔵王町

五 環境影響評価準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧場所

宮城県環境生活部環境対策課

白石市企画情報課

蔵王町役場二階閲覧台

2 縦覧期間

自 平成三十一年二月十五日(金)

至 平成三十一年三月十四日(木)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

六 意見書の提出

本環境影響評価準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、事業者に対し意見を述

べることができません。

1 提出期限 平成三十一年三月二十八日(木)(当日消印有効)

2 提出先

〒一〇三〇〇〇四 東京都中央区東日本橋二丁目二八番四号 日本橋CETビル アマテラス・ソーラー合同会社

3 提出方法 次の事項を記載した書面を郵送するか縦覧場所の意見箱に提出してください。

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) 意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称

(三) 本環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

七 環境影響評価準備書の説明会を開催する日時及び場所

1 平成三十一年三月九日(土) 午後一時三十分から午後三時三十分まで

白石市中央公民館 視聴覚室(白石市字寺屋敷前二十五番地六)

2 平成三十一年三月十日(日) 午後一時三十分から午後三時三十分まで

蔵王文化会館 第一・二研修室(蔵王町大字円田字西浦五)